

平成 29 年度 スクール(学校)ソーシャル ワーク教育課程 専門科目群担当教員講習会

【 開催要項 】

主 催：一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

◆本講習会の概要

●子どもを取り巻く環境での問題が深刻化している中で、子どもの側に立って環境の調整を行い、困難を解決するスクールソーシャルワーカー（以下「SSWer」という。）の役割に大きな期待が寄せられています。国は、SSWer を今後数年で全国の中学校区に 1 名を配置するなど大幅な拡充を目指しており（総計約 10,000 人）、福祉とスクール（学校）ソーシャルワーク（以下「SSW」という。）の専門的な知識を持つ人材の養成・確保が急務となっています。

本連盟では、平成 21 年から実施している「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」（以下「認定事業」という。）により SSWer 養成のための課程設置を進めてきたところです。

この「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会」（以下「本講習会」という。）は、認定事業に定める専門科目群の教員要件の一部として定められている研修会として実施します。

●本講習会を修了するためには、全てのプログラムを受講し、かつ指定課題を全て修了することが必要です。修了後に、修了証を発行します。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟の実施する「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」についてはホームページをご参照ください。

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業HP→<http://www.jaswe.jp/ssw.html>

◆本講習会の受講対象

本講習会の受講者は、原則として下記のいずれかに該当する方とします。

●「SSW 論」教員の要件の一部として本講習会を受講する方は、以下(1)～(4)のいずれかを満たすことが必要です。

- (1) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了し、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方
- (2) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了し、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の「基礎分野講習」を修了した方
- (3) 認定社会福祉士(児童・家庭分野)、認定精神保健福祉士の資格を有する方
- (4) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している方

●「SSW 演習」教員の要件の一部として本講習会を受講する方は、社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員の要件(以下(1)～(5)のいずれか)を満たすことが必要です。

- (1) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、講師又は助教として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る演習の指導に関し5年以上の経験を有する方
- (2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る演習の指導に関し5年以上の経験を有する方
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助業務に5年以上従事した経験を有する方
- (4) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、社会福祉士・精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の「演習分野講習」を修了した方
- (5) 社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の「基礎分野講習」及び「演習分野講習」を修了した方

●「SSW 実習、SSW 実習指導」教員の要件の一部として本講習会を受講する方は、社会福祉士又は精神保健福祉士の実習担当教員の要件(以下(1)～(5)のいずれか)を満たすことが必要です。

- (1) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、講師又は助教として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習の指導に関し5年以上の経験を有する方
- (2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習の指導に関し5年以上の経験を有する方
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助業務に5年以上従事した経験を有する方
- (4) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、社会福祉士・精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の「実習分野講習」を修了した方
- (5) 社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の「基礎分野講習」及び「実習分野講習」を修了した方

※いずれも、認定課程においてSSW専門科目を担当する予定があり、勤務される(予定含む)養成校からの証明がある方については、受講が優先的に許可されることがあります。申込書⑭欄に、勤務(予定)養成校の課程責任者(学部長など)から証明(サイン、押印等)を記入してもらってください。

◆講習プログラム ※詳しいプログラム等ご案内は受講決定後にお送りします。

プログラム	受講前	レポート(事前課題)
	講習	講義、演習
	受講後	レポート(事後課題)
定員		42名(予定)
講習会	開催日	平成29年10月7日(土)～9日(月・祝)
	会場	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 研修室 所在地:東京都港区港南4丁目7-8 都漁連水産会館 アクセス:JR品川駅港南口(東口)より徒歩20分/JR品川駅港南口より都バス「品川駅南口バス停」より「品99折返」「品川埠頭循環」乗車、3つめのバス停『港南四丁目』下車徒歩1分

◆講習会受講費 (テキスト代別)

40,000円(税込) (受講決定後に振込み先をお知らせします)

◆申込方法

- 「平成29年度スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会 受講申込書」の表裏に必要事項を記載の上、申込期限内に郵送でお申し込みください。
- 申込先: 〒108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
※封筒に「SSW 教員講習会申込」と朱書きしてください。

◆申込締切

平成29年6月12日(月) (必着)

◆受講の決定

- 申込書の内容をもとに、受講の可否を決定します。
 - 受講可否決定後、お申し込みいただいた全ての方に「受講可否決定通知書」等を申込締め切り後、2週間程度を目途にお送りします。
 - 「受講可」となった方には、受講料振込方法をご案内します。受講料収納後の受講票の送付をもって正式な受講受付となります。
 - 受講キャンセルが出た場合、受講不可となった方のうち優先順位に基づいて個別に受講のご案内をさせていただきます。
- ※ 申込者多数の場合、受講者の選定を行いますので受講できないことがあります。あらかじめご了承の上、お申し込みください。

- ※ スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の専門科目群を担当予定の方は、申込書の「⑭」欄に、主たる勤務予定養成校の課程責任者(学部長など)から担当する予定である旨の証明を受けてお申し込みください。受講の可否決定の際、受講優先順位が高くなります。

◆受講、指定課題、修了

- 本講習会は、講習の全科目・全日程の受講と指定課題の修了が要件となります。
- 事前課題(レポート)の詳細や講習に使用するテキストの指定は、受講決定時にお知らせします。テキストは各自事前に購入の上、通読してから受講してください。
- 事後課題(レポート)は、講習会の時点で指示があります。提出された事前課題(レポート)は、内容等によっては加筆修正等や、再提出をしていただく場合があります。
- 講習会の遅刻・途中退席・早退、課題の未提出、課題が修了と認められない場合等は修了となりません。その場合は、次年度以降改めて、受講申込と講習会の受講、指定課題の修了が必要となります。
- 修了者には修了証を発行します。

◆注意事項

- 受講要件として必要な「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の実習演習担当教員講習会等については、あらかじめ各自で別途申し込み、受講してください。
- 原則として、**受講票送付後のキャンセルは受けません。収納した受講料は返金しません。**
- 本講習会は、社会福祉士、精神保健福祉士養成の基礎的な内容を修得していることを前提として、進行します。社会福祉士、精神保健福祉士として必要な知識・技術等について熟知した上で、受講してください。
- 申込書の記入事項に間違いや記入漏れ、添付漏れがないように十分ご注意ください。申込書に注釈がありますのでご確認ください、不明の点があればお問い合わせください。不備等がある場合、受講できないことがあります。

◆お問合せ先

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 SSW係
E-mail: ssw@jaswe.jp TEL: 03-5495-7242
お問合せは、原則メールにてご連絡ください。

